|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 大港労組 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | １　統一要求基準   1. 組合員の基準内賃金を月額30,000円引き上げること。 2. 賃金の引き上げは、2024年4月給与起算日から実施すること。 | | １　労働時間の短縮及び分母の改定について  (1)労働基準法に基づく週40時間（法定労働時間）を基本に、産別協定の年間1,800総労働時間の完全履行と週休2日制の  　到達を取り組む。  ア　港湾関係職種の企業は、5・9協定（91年5月9日付）及び3・16協定（94年3月16日付）の産別協定に基づく土  　 曜休暇は休日化に改定すること。  イ　港湾関係職種以外の企業は、制度として4週7休に改定すること。  　　　ウ　時間外賃金算定基礎となる分母については、産別要求に基づき143時間とすること。  ２　定年延長制度について  (1)65歳までの定年延長と60歳以降の労働条件（賃金）については、逓減させない取り組みを行い、同一労働・同一賃金の  　観点からも取組の強化を行う。  　　ア　65歳までの定年延長制度を早急に確立すること。また、労働条件については59歳時の労働条件を維持すること。  ３　退職金制度の見直しについて   1. 現行協定勤続35年を勤続47年に引き上げ、それに伴い退職金の増額を行うこと。   ４　雇用と職域の確保について   1. 船社の寄港取り止めや配船変更、船社のアライアンス再編・船社の統合、港湾運送事業の集約、物流倉庫の取扱などに   対しては、事前協議を通じ雇用と就労の確保を行うこと。   1. 業界として、料金引き下げ要請には断固拒否をし、適正作業料金収受を行うこと。 2. 港湾倉庫を含め労働者については、全て常用港湾労働者であること。 3. 事前協議の確認書に基づき作業体制が守られていない場合は、直ちに報告及び是正を行うこと。 4. 港湾の自動化（ＲＴＧの遠隔操作を含む）には反対すること。   ５　労働安全対策の強化について   1. 作業中あらゆる局面において、荷役機器の不備（揚貨装置・作業足場）・悪天候（強風・突風時のガントリークレーンの   逸走等）、現場作業責任者が危険と判断した場合は、荷役を直ちに停止すること。   1. 組合員の災害事故撲滅と安全衛生諸規則の遵守を目的に行われている大港労組労使安全衛生委員会（安全パトロール）の   更なる強化に取り組むこと。   1. 石綿対策については、具体的救済対策を緊急に講じること。 2. 津波対策として、避難場所の周知徹底・避難訓練の実施を行うこと。 3. 港湾労働者の健康を守る立場から、熱中症対策・雷対策（異常気象）を具体化し、実施すること。 4. 近年、異常気象による自然災害などが発生し、港湾労働者の命と安全を脅かすほどの危険度を増している。災害により、   労働者の出退勤について大阪港として適切なマニュアルを作り、訓練を含め対策を講ずること。　他 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | 別途設定 |
| 季別交渉時 | 別途設定 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月27日 | 第1回・回答指定日　2月27日  第2回・回答指定日　3月19日 | 1月18日、19日　春闘学習討論集会 |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。